

日時 令和8年3月15日(日) 10:00~11:30

場所 志津南まちづくりセンター大会議室

出席者 令和7年度理事

(会長) 四方 (副会長) 高岡、佐藤、河辺

(理事) 山口、岡、石田、浅田、三木(代理)、永尾、六反田、中井、神谷、大嶽、片倉  
岡島、守本、植木 (欠席; 鈴木)

令和8年度理事(候補)

(会長) 四方 (副会長) 河辺、大嶽、六反田

(理事) 内山、正井、吉田、柿本、八木、小島、神山、堀、小島、中村、岡島、藤橋  
高岡、中井、吉田、佐藤 (欠席: 渡邊)

(事務局) 長谷川、岸田、川崎、金馬

<敬称略>

## 1. 審議事項

審議事項は、平成7年度理事会メンバーによる審議・議決となる。

### (1) 志津南まちづくり学区協議会令和8年度定時総会議案書(案)

(本理事会出席者には事前配付済み)

令和7年度活動報告・決算報告、会則改定(案)、令和8年度役員選出(案)、令和8年度活動計画(案)・予算(案)が説明された(四方会長・河辺副会長)。

質疑応答

- ✓ 令和8年度予算(案)には“防災計画策定補助金”が計上されていません。その理由は?  
⇒令和7年度限定での草津市補助金のためです。
- ✓ 会則改定(案)の中に“正副会長会”とあります。いわゆる地区協(若草地区協働活動委員会、若草1~8丁目で構成)との関係は?  
⇒本協議会の会長、副会長で構成されます(会則第17条)。尚、地区協と本協議会とは別組織です。本件に関しては、正確に理解して頂くように今後も情報発信します。
- ✓ 本協議会加入の自治会保険の件ですが、追分南町内会・コーギーガーデン自治会はカバーされていません。その理由は?  
⇒両町内会・自治会から、本協議会に入会された時に、既に独自で類似の保険に入っているの  
で加入は不要との意思表示された為です。今回希望されるのであれば、対応します
- ✓ 人権推進委員会委員長の選出方法ですが、令和9年度からは、町内会・自治会選出の委員からの選出(令和8年度は従来通り)を止め、経験者・希望者が務める様に変更して頂きたい。  
⇒本件について、本理事会でどうこう議論することはできません。

採決の結果、議案書(案)は提案通りの内容で承認。

### (2) 専門委員会の会則(規則)改定(案)

(1)の会則改定に伴い、環境美化委員会・交通防犯委員会・ふれあい推進委員会・青少年育成委員会の4委員会の会則(規則)の改定が説明された(高岡副会長)。

- 環境美化委員会・交通防犯委員会・ふれあい推進委員会の三役は、公募・推薦および町内会自治会からの選出委員で互選。青少年委員会は公募・推薦で対応する。
- 会則(規則)の改廃は、本協議会理事会の承認を得る。
- 事務所を、志津南まちづくりセンターに置く。

採決の結果、提案通りの内容で承認。

## 2. 報告・連絡事項

(1) 令和8年度定時総会・理事会日程は以下の通り。場所はいずれも志津南まちづくりセンター。

定時総会: 4月19日(日) 10時

理事会: 第1回: 4月19日(日) 11時(定時総会終了後)、第2回: 6月6日(土) 19時

第3回: 9月5日(土) 19時、第4回: 11月7日(土) 19時、

第5回: 令和9年1月9日(土) 19時、第6回(新旧合同): 令和9年3月14日(日) 10時

(2) 事務局から

- ・令和8年度新役員に対し、志津南まちづくりセンターへのLine登録の依頼がなされた。

以上

令和7年度 第6回(新旧合同)理事会 次第

1. 審議事項

- ①令和8年度定時総会 議案書(案)
- ②専門委員会(環境美化、交通防犯、ふれあい推進、青少年育成)の委員会規則(会則)改定(案)

2. 報告事項

- ①令和8年度 定時総会・(定例)理事会 の予定
  - 令和8年度定時総会
    - : 令和8年4月19日(日)10:00~11:00 志津南まちづくりセンター
  - 第1回理事会
    - : 令和8年4月19日(日)11:00~12:00 志津南まちづくりセンター  
(令和8年度定時総会終了後に開催)
  - 第2回理事会
    - : 令和8年6月6日(土)19:00~20:30 志津南まちづくりセンター
  - 第3回理事会
    - : 令和8年9月5日(土)19:00~20:30 志津南まちづくりセンター
  - 第4回理事会
    - : 令和8年11月7日(土)19:00~20:30 志津南まちづくりセンター
  - 第5回理事会
    - : 令和9年1月9日(土)19:00~20:30 志津南まちづくりセンター
  - 第6回(新旧合同)理事会
    - : 令和9年3月14日(日)10:00~11:30 志津南まちづくりセンター

**今回の改正案**

志津南学区まちづくり協議会組織図 (案)令和8年1月10日

今回の組織見直しの要旨 別紙1

<p><b>本部</b> 会長1名、副会長3名、監事2名、顧問事務局長（事務局長1名、事務局員4名） ：まちづくり協議会の事務、会計処理 まちづくりセンターの管理運営</p>	<p><b>総会（代議員）</b> ↓ <b>理事会（会長・副会長・理事）</b> ↓ <b>正副会長</b></p>	<p><b>会計監査（監事）</b></p> <p>凡例（専門委員会・委嘱団体の構成団体） ●：町内会（自治会）の担当委員等で構成する委員会（理事） ◆：町内会（自治会）の担当委員が参画する団体（理事） ◎：国・県・市・その他から委嘱を受けている団体 ○：公募・推薦による委員等で構成する委員会（理事）</p>	<p>(1)本部直轄（コーディネート制）をやめる。 (2)各専門委員会の7年度からの変更点 交通防犯 ・委員長は交通防犯の経験者・希望者が務める。 ・町内会委員が委員として加わる。 ・子ども110番の業務が追加。 環境美化 ・委員長は環境美化の経験者・希望者が務める。 ・町内会委員が委員として加わる。 青少年育成 ・委員会は公募・声掛けで集まった人材で構成。 ・町内会委員の選出は不要。 ・子ども110番の業務を交通防犯に移管する。 ふれあい推進 ・委員長はふれあい推進の経験者・希望者が務める。 ・町内会委員が委員として加わる。 人権推進 変更無し スポーツ推進 変更無し 社会福祉（社会福祉協議会へ参画） 変更無し 広報委員会 本部直轄→専門委員会 (3)その他変更点 ・定例理事会の回数増（年6回） 理事の内、専門委員会代表と社協代表は1,6回のみ出席（他は必要に応じ出席） ・「グループ」廃止</p>
<p><b>町内会（自治会）</b></p> <p>若草一丁目 若草二丁目 若草三丁目 若草四丁目 若草五丁目 若草六丁目 若草七丁目 若草八丁目 若草八丁目 岡本町西 かがやきの丘 コーソーガーデン 追分南 追分南</p> <p>コミュニティ活動・高齢者サロン・防犯活動 町内清掃美化・ごみステーション管理・集会所日常管理・公園・児童遊園の美化・町内会費徴収・ごみ袋引換券配付・広報紙等の配付回覧 自主防災活動・災害時避難行動要援護者避難支援</p>	<p><b>専門委員会</b></p> <p>●環境美化委員会 ●交通防犯委員会 ●人権教育推進委員会 ●ふれあい推進委員会 ●スポーツ振興委員会 ○広報委員会 ○青少年育成委員会</p> <p>ふれあい推進活動 スポーツの振興・青少年育成・異世代交流事業・環境美化・整備・人権教育の推進 交通安全活動・防犯、志津南news発行</p>	<p><b>委嘱団体</b></p> <p>◎社会福祉協議会 ◎健康推進員連絡協議会 ◎民生委員児童委員協議会 ◎志津南小学校PTA ◎津津東交通安全協会志津南支部 ◎少年指導委員会</p> <p>地域福祉活動の推進・地域支え合い活動・高齢者の「生きがいと福祉」の推進・要援護者見守り・子育て支援 非行防止活動 児童見守り育成</p>	<p><b>構成団体</b></p> <p><b>主な活動</b></p>

**現行組織（令和7年4月20日施行）**

志津南学区まちづくり協議会「組織と主な活動」

別紙1

<p><b>本部</b> 会長1名、副会長3名、監事2名、顧問事務局長（事務局長1名、事務局員4名） ：まちづくり協議会の事務、会計処理 まちづくりセンターの管理運営</p>	<p><b>総会（代議員）</b> ↓ <b>理事会（会長・副会長・理事）</b> ↓ <b>正副会長</b></p>	<p><b>会計監査（監事）</b></p> <p>凡例（グループの構成団体） ●：町内会（自治会）の担当委員等で構成する委員会（理事） ◆：町内会（自治会）の担当委員が参画する団体（理事） ◎：国・県・市・その他から委嘱を受けている団体 ○：公募・推薦による委員等で構成する委員会等</p>	<p>現行組織（本部直轄）の問題点</p> <p>本部直轄の良かった点 ・複数年視点での課題抽出、取組みが可能。</p> <p>本部直轄の良くなかった点 ・町内会との結びつきが弱くなり各町内会の主体性が後退。 ・まち協会長に権限が集中しチェック機能が消失。</p>	
<p><b>自主防災会</b></p> <p>若草一丁目 若草二丁目 若草三丁目 若草四丁目 若草五丁目 若草六丁目 若草七丁目 若草八丁目 若草八丁目 岡本町西 かがやきの丘 コーソーガーデン 追分南 追分南</p> <p>自主防災活動 災害時要援護者 避難支援</p>	<p><b>各町内会（自治会）</b></p> <p>若草一丁目 若草二丁目 若草三丁目 若草四丁目 若草五丁目 若草六丁目 若草七丁目 若草八丁目 若草八丁目 岡本町西 かがやきの丘 コーソーガーデン 追分南 追分南</p> <p>《町内会（自治会）役員》 会長・副会長・会計 環境美化委員・交通防犯委員・人権教育推進委員・ふれあい推進委員、スポーツ振興委員 青少年育成委員・社会福祉委員</p> <p>コミュニティ活動・高齢者サロン・交通安全活動・防犯活動・町内清掃美化・ごみステーション管理・集会所日常管理・公園・児童遊園の美化・町内会費徴収・ごみ袋引換券配付・広報紙等の配付回覧</p>	<p><b>本部直轄</b></p> <p>○交通防犯学区コーディネート ○環境美化学区コーディネート ○青少年育成委員会 ○ふれあい実行委員会 ○広報委員会</p> <p>交通防犯の学区全体課題解決、環境美化の学区全体課題解決、青少年育成・異世代交流事業、ふれあい推進活動、志津南news発行</p>	<p><b>グループ</b></p> <p><b>専門委員会</b></p> <p>●人権教育推進委員会 ●スポーツ振興委員会</p> <p>人権教育の推進 スポーツの振興</p> <p><b>委嘱団体</b></p> <p>◎社会福祉協議会 ◎健康推進員連絡協議会 ◎民生委員児童委員協議会 ◎志津南小学校PTA ◎津津東交通安全協会志津南支部 ◎少年指導委員会</p> <p>地域福祉活動の推進・地域支え合い活動・高齢者の「生きがいと福祉」の推進・要援護者見守り・敬老会、子育て支援 非行防止活動 児童見守り育成</p>	<p><b>構成団体</b></p> <p><b>主な活動</b></p>

別紙 3

令和8年3月15日

まちづくり協議会会則改定に伴う委員会の会則（規則）改定（案）

志津南学区まちづくり協議会  
会長 四方道治

- 【改定する委員会】 「環境美化委員会」  
「交通防犯委員会」  
「青少年育成委員会」  
「ふれあい推進委員会」

【改定主旨】

令和7年度から施行していた『本部直轄制』から『委員会制』への変更。

【主な改定内容】

- 各委員会の三役等は、公募・推薦及び町内会から選出の委員から互選する。  
ただし、「青少年育成委員会」は、委員、三役等の全てを公募または推薦委員で組織する。
- 会則（規則）の改廃は、まちづくり協議会理事会の承認を得る。
- 事務所を、志津南まちづくりセンターに置くことを明記

環境美化

現行	改定（案）
	（事務所） 第2条 <u>委員会の事務所は、志津南まちづくりセンターに置く。</u> （以下、条番繰り下げ）
（構成・役員） 第4条 委員会は、各町内会から選出された環境美化委員と協力員（本会経験者等） <u>（以下「委員」という）</u> で構成する。 <u>但し、協力員の委員会への参加は、委員長が必要に応じて当該委員の選任を行い、決定をする。</u> 2、委員会には、委員長、副委員長（2名）、事務局長を置き、委員会の互選により選出する。 <u>但し、副委員長1名は若草・岡本西地区環境美化委員会の前年度委員長がその任に当たり、他の1名は追分南地区町内会の環境美化委員が輪番制でその任に当たる。</u> 6、事務局は、若草・岡本西地区協働活動委員会内に置き、事務全般及び会計事務を行うものとする	（構成・役員） 第5条 委員会は、各町内会から選出された環境美化委員と協力員（本会経験者等）で構成する。 <u>（以下「委員」という）</u> 2、委員会には、委員長、副委員長、事務局を置き、委員の互選により選出する。 6項 削除
（規程の改廃） 第9条 この会則の改廃は、委員会の過半数の決議をもって行うことができる。	（規程の改廃） 第10条 この会則の改廃は、委員会の過半数の決議をもって行うことができ、 <u>まちづくり協議会（理事会）の承認を得る。</u>

交通防犯

現行	改定（案）
	<p>(事務所)</p> <p>第2条 委員会の事務所は、志津南まちづくりセンターに置く。（以下、条番繰り下げ）</p>
<p>(活動)</p> <p>第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p>	<p>(活動)</p> <p>第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(9) こども110番活動に関すること。</p>
<p>(構成)</p> <p>第4条 委員会は、町内会から選出された交通防犯委員で構成する。</p> <p>なお、活動の安定した運営および活力を高めるため、必要に応じて経験者などの協力員を置くことができる。</p> <p>また、委員会には委員長を置き、交通防犯委員の互選とする。</p>	<p>(構成)</p> <p>第5条 委員会は、町内会から選出された交通防犯委員と、協力員（本会経験者等）で構成する。（以下 委員と称する）</p> <p>2、委員会には、委員長、副委員長、事務局を置き、委員の互選とする。</p>
<p>(規則の改廃)</p> <p>第7条 この規則改廃は、委員会の議決をもって行うことができる。</p>	<p>(規則の改廃)</p> <p>第10条 この規則改廃は、委員会の議決をもって行うことができ、まちづくり協議会（理事会）の承認を得る。</p>

青少年育成

現行	改定（案）
<p>(委員)</p> <p>第5条 本委員会は、まち協会則第14条第2項の規定により、各町内会（自治会）から選出された委員と協力員とで構成し、委員の任期は1年とする。</p> <p>5 委員の再任は妨げない。</p>	<p>(委員)</p> <p>第5条 本委員会は、まち協会則第13条第3項の規定により、公募または推薦による委員で構成し、委員の任期は1年とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げない。</p>
<p>(役員)</p> <p>第6条 本委員会に次の役員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>委員長、副委員長、事務局長、会計、育成活動部長、非行防止部長、広報部長</p> <p>2 役員は委員の互選によって選出する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 本委員会に次の役員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>委員長、副委員長、事務局長、会計、育成活動部長、非行防止部長、広報部長</p> <p>2 役員は委員の互選によって選出する。</p>
<p>(規則の改廃)</p> <p>第13条 本委員会規則は、委員会において、出席者（委任も含む）の過半数の同意を得て改廃することができる。</p>	<p>(規則の改廃)</p> <p>第13条 本委員会規則は、委員会において、出席者（委任も含む）の過半数の同意を得て改廃することができる。まち協理事会の承認を得る。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第14条 本委員会の事務局は、志津南まちづくりセンター内に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第14条 本委員会の事務所は、志津南まちづくりセンター内に置く。</p>

ふれあい推進

現行	改定（案）
<p>（事務所） 第2条 委員会の事務所は、志津南まちづくりセンターに置く。</p>	<p>（事務所） 第2条 委員会の事務所は、志津南まちづくりセンターに置く。</p>
<p>（活動）</p>	<p>（活動） 第4条 <u>(3) 推進に当たっては、実行委員会を設ける事ができる。</u></p>
<p>（構成） 第5条 <u>志津南学区ふれあい推進委員（以下「委員」という）は、各町内会および自治会（以下「町内会等」という）の副会長がその任に就く。</u>  2 委員会には委員長、副委員長、会計等を置き、委員の互選とする。</p>	<p>（構成） 第5条 委員会は、町内会および自治会（以下「町内会等」という）から選出された <u>ふれあい推進委員と協力者（活動の経験者等）で構成する。（以下「委員」という）</u>  2 委員会には委員長、副委員長、会計等を置き、委員の互選とする。</p>
<p>（規則の改廃） 第11条 この規則改廃は、委員会の過半数の議決をもって行うことができる。</p>	<p>（規則の改廃） 第11条 この規則改廃は、委員会の過半数の議決をもって行うことができ、<u>まちづくり協議会（理事会）の承認を得る。</u></p>